



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第29号

目次

条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第23号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成30（2018）年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い営業用の乗用車で令和12（2030）年度燃費基準値に100分の90を乗じて得た数値及び令和2（2020）年度燃費基準値を満たすもの等のうち、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までに初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の自動車税の種別割の税率をおおむね100分の75軽減することとしました。
- 2 平成30（2018）年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い営業用の乗用車で令和12（2030）年度燃費基準値に100分の70を乗じて得た数値及び令和2（2020）年度燃費基準値を満たすもの等のうち、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度に初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の自動車税の種別割の税率をおおむね100分の50軽減することとしました。
- 3 令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までにおいて初回新規登録からディーゼル車にあつては11年、ガソリン車等にあつては13年を経過した自動車について、その翌年度から自動車税の種別割の税率をおおむね100分の15重課することとしました。（以上附則第28条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5（2023）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

栃木県知事 福田 富一

条例

栃木県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

栃木県条例第23号

栃木県条例の一部を改正する条例

栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (不動産取得税の徴収猶予の申告) 第20条 第83条の規定は、<u>法附則第11条の4第3項及び第5項</u> (不動産取得税の減額等)に規定する徴収猶予の申告について準用する。</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第27条の2 略</p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例) 第28条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車)に対する環境性能割の非課税)に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(法附則第12条の3第1項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを</p>	<p>附 則 (不動産取得税の徴収猶予の申告) 第26条 第83条の規定は、<u>法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u> (不動産取得税の減額等)に規定する徴収猶予の申告について準用する。</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第27条の2 略</p> <p><u>2. 自家用の乗用車に対する第105条の3第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u></p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例) 第28条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号(環境への負荷の低減に著しく資する自動車)に対する環境性能割の非課税)に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(法附則第12条の3第1項(自動車税の種別割の税率の特例)に規定するメタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを</p>

除く。同条第1項において同じ。)、第106条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車(次条第1項において「キャンピング車」という。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の第103条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

除く。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。)、第106条第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車(第4項及び次条第1項第2号において「キャンピング車」という。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の第103条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

2. 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第106条の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円

	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円	
	32,000円	8,000円	
	38,000円	9,500円	
	44,000円	11,000円	
	50,500円	13,000円	
	57,000円	14,500円	
	64,000円	16,000円	
	33,000円	8,500円	
	41,000円	10,500円	
	49,000円	12,500円	
第1項第3号イ	57,000円	14,500円	
	65,500円	16,500円	
	74,000円	18,500円	
	83,000円	21,000円	
	4,500円	1,500円	
	6,000円	1,500円	
	20,000円	5,000円	
	24,400円	6,500円	
	28,800円	7,500円	
	34,800円	9,000円	
第1項第4号	40,000円	10,000円	
	45,600円	11,500円	
	52,400円	13,500円	
	60,400円	15,500円	
	69,600円	17,500円	
	88,000円	22,000円	
	9,000円	2,500円	
	18,500円	5,000円	
	11,500円	3,000円	
	25,500円	6,500円	
第1項第5号ア	3,700円	1,000円	
	4,700円	1,200円	
	6,300円	1,600円	
	5,200円	1,300円	
	6,300円	1,600円	
	第1項第5号イ(7)		
	第1項第5号イ(イ)		
	第2項第1号		
第2項第2号			

第1項第2号イ	4,700円	2,400円
	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
第1項第3号ア(イ)	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
第1項第3号イ	83,000円	41,500円

第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円
第1項第5号イ(ア)	9,000円	4,500円
第1項第5号イ(イ)	18,500円	9,500円
第2項第1号	11,500円	6,000円
	25,500円	13,000円
	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
第2項第2号	6,300円	3,200円
	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、「自家用乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）に対する第106条第1項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第106条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車
 _____に対する第106条の規定の適用については
 _____、当該自動車

が令和4年4

月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 までの間に初回新規登録を受けた場合は、令和 5 年度分の自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 までの間に初回新規登録を受けた場合は、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項 第 1 号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第 1 項 第 1 号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第 1 項 第 2 号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	8,000円	2,000円
第 1 項 第 2 号イ	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円

	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(7)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(7)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円

	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号イ(7)	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
第1項第5号イ(イ)	11,500円	3,000円
	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については

、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる回項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円

6 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項（和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる回条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）の

	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第28条の2 栃木県条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた家用乗用車及びギョーリング車（以下この条において「家用乗用車等」という。）であって栃木県条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものに供されたことがある家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の附則第26条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の附則第27条の2の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の附則第28条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第28条の2 栃木県条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた家用乗用車等

であって栃木県条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県条例に規定する自動車税を課されたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものに供されたことがある家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 略

2 略

(この条例の失効)

5 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)